

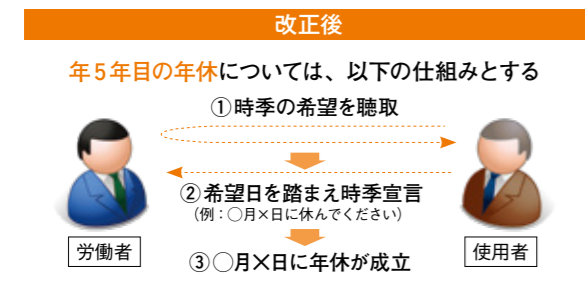
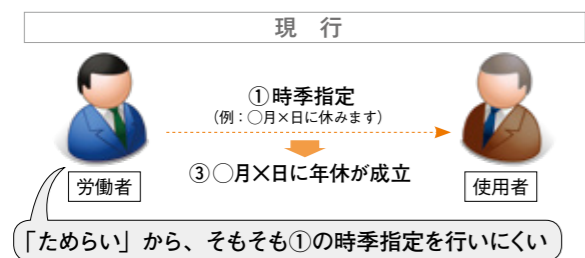
年次有給休暇制度改正について

日本の有給取得率は50.0%（2017年）であり、働き方改革における目標数値は「2020年までに年休取得率70%」です。現状との差はまだあり、昨今のブラック企業の問題や名ばかり管理職などの問題と相俟って大変関心の高い改正となっています。今回は、年次有給休暇制度改正（平成31年4月1日施行）についてご説明します。

1 改正の4つの要素

①対象	年休10日以上ある従業員	パートでも10日以上付与される方は対象
②日数	年休10日以上のうち5日分	中途入社の方が多き会社は管理が煩雑。また、有給管理簿も保管義務となります
③期限	付与されてから1年以内	
④措置	会社が時季を指定して与える	

2 実際の運用



④会社が従業員に取得したい時季についてヒアリングする。

- ⑤ ④の内容に応じて、会社が時季を指定して有給休暇を付与する。
- ⑥ 会社が指定した日で有給休暇が成立。

本来の有給休暇制度の主旨に鑑み、極力従業員が希望する日に取得させるよう努めなければなりません。実際の運用においては、「年次有給休暇の計画的付与」を有効に利用することが一つの方法として挙げられます。

「計画的付与」は各労働者の有休付与日数のうち5日を超える部分（5日分は自由に取得させなければならない）について、①対象労働者 ②対象となる有休日数 ③付与の方法 ④対象となる有休の無い従業員の扱い ⑤付与日の変更 について定めた「労使協定」を締結すれば、時季を定めて計画的に付与することができます。

付与の方法	運用	例
① 全体一斉付与	会社や事務所全体を一斉に休ませる	夏休みや年末年始休暇など大型連休で採用されています
② 部署ごとに付与	部署や事業所ごとに交替制で休ませる	会社自体は休めない場合や飛び石連休の合同などで採用されています
③ 従業員個別に付与	従業員の個別の事情等を配慮して休ませる	パステイ休暇や結婚記念日休暇などで採用されています

③での運用が理想的ではありますが、有給休暇の管理が必要となり、勤務時間などの管理も含めると事務作業が煩雑になるため、①または②での運用が現実的です。

NTS札幌事業所周辺のフレッシュな情報をお届けします

NTS総合社会保険労務士法人 札幌支所

札幌だより

新年あけましておめでとうございます。札幌は年末の猛吹雪と積雪で例年通りの景色に変わりました。平成最後の年ということで、いつも以上に気合を入れて近くの神社に参拝し

てきました。

この後北海道では、1月末から支笏湖の水濤祭りや層雲峡の水瀑祭り、そして札幌最大のイベントさっぽろ雪まつりが開催されます。お仕事などで札幌にお越しの際は、雪像を見ながら是非一杯やってください。



CONTENTS

01. 平成31年度税制改正大綱
02. 民法改正における「借負人の担保責任」について
03. 成年後見制度と任意後見制度
04. 年次有給休暇制度改正について
05. 札幌だより

NTS総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS総合税理士法人
- NTS総合弁護士法人
- NTS総合司法書士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS総合社会保険労務士法人



NTS総合コンサルティンググループ
代表 吉井 清信

新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

政府は、平成31年(2019年)4月30日の天皇陛下の譲位に伴い、皇太子さまが即位され、改元される5月1日と、新天皇の即位を国内外に宣言する「即位礼正殿の儀」の10月22日を祝日とすることを閣議決定しました。これにより、「祝日法」で祝日に挟まれる4月30日と5月2日も休日となり、今年は4月27日(土)から5月6日(月)までの10日間の大型連休となります。これについて、ある旅行サイトのアンケート

によると約8割が認識しているようですが、「嬉しい」と答えた人は54%で、多い職業として公務員・団体職員(82%)、学生(67%)、会社員(66%)となっているのに対し、「嬉しくない」と答えた人は46%で、多い職業として医師・弁護士・会計士などの専門家(75%)、主婦・主夫(57%)、パート・アルバイト(56%)となっています。

やはり、大型連休は業種や立場によって一概に嬉しいものでもないようで、我々の職業もまさしく後者に該当し一計を案じておりますが、皆様はいかがでしょう。

会計・税務 NTS総合税理士法人

平成31年度 税制改正大綱

2018年12月14日に、政府与党より「平成31年度税制改正大綱」が公表され、消費税率10%への引上げを2019年10月に確実に実施する旨が明記されました。その他の改正の概要は以下のとおりです(国会に提出される法案等は、今後変更される可能性があります。あらかじめご了承下さい)。

1 個人所得課税

- 住宅ローン控除の拡充 (2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住した場合)
消費税率が10%である住宅を取得し、上記期間中に居住した場合は、控除期間の10年が終了後、11年目から13年目までの各年において一定の税額控除があります。
- ふるさと納税制度の見直し (2019年6月1日以後の寄附より)
過度な返礼品が問題視されているふるさと納税制度について、返礼品が地場産品に限定され、返礼割合が3割以下となります。

2 資産課税

- 個人版事業承継税制の創設 (2019年1月1日～2028年12月31日間の相続・贈与について)
個人事業主の後継者が相続・遺贈又は贈与によりその個人事業主の事業用資産(不動産や減価償却資産)を取得して事業を継続する場合は、その事業用資産の価額に係る相続税又は贈与税の全額について納税が猶予されます。

3 民法改正に伴う措置(2022年以降(一部2023年以降))

- 成人年齢の引き下げによる措置
成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴

い、相続税の未成年者控除、相続時精算課税制度の適用、ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）等の年齢要件も18歳に引き下げられました。

4 法人課税

●役員給与における業績連動給与の要件の見直し (2019年4月1日以後に支給するものに係る決議について)

報酬委員会等における決定等の手続を見直すことで要件が緩和されます。なお、同日から2020年3月31日まで

の間に支給に係る決議をする給与については、現行の手続による業績連動給与の損金算入を認める経過措置があります。

●事業継続力強化設備投資促進税制の創設 (中小企業等経営強化法の改正法の施行日～2021年3月31日まで)

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者が、一定の防災・減災設備の取得等をしてその事業の用に供した場合、その取得価額の20%の特別償却ができることとなります。



NTS 総合弁護士法人

民法改正における「請負人の担保責任」について

今回は、民法改正で大きく変更されることになった事項の一つである「請負」について説明します。

1 「請負」の変更点

2020年4月1日に施行される民法改正で、請負については、以下の3点が大きく変更されました。

- ①仕事完成前の報酬請求権が明文化された。
- ②担保責任を契約責任に促った構成で整理した。
- ③注文者に破産手続が開始された場合の解除権が明文化された。

①③については、従前の判例学説に従った改正がなされたため、実務に与える影響は大きくないとされています。これに対して、②については、従来の凡例法理とは異なる改正がされているものもあり、今回は特に②についてお話ししたいと思います。

2 契約責任説に従った担保責任の整理

「担保責任」について、裁判所は、これまで「法定責任説」の立場に立って判断をする一方、学説では「契約責任説」が有力でした。民法改正では、担保責任全般が法定契約責任説に従って整理されることとなり、契約の目的物が契約内容に適合していない場合の責任が「債務不履行責任」として規律されることとなりました。そのため、担保責任という概念自体を債務不履行責任と区別する特別の意味合いはなくなったとされています。

具体的には、改正前の民法634条から640条の請負人の担保責任の規定は、本改正により、担保責任を制限する636条（注文者に帰責事由がある場合の注文者の履行請求権を制限するもの）と注文者の権利の期間制限を規定する637条（除

斥期間を1年とするもの）のみが維持され、その他の規定はすべて削除されることとなりました。

2 仕事の目的物が契約に適合しない場合の対応

そのため、例えば、仕事の目的物が契約に適合しない場合の修補請求権等及び契約の解除（改正前635条）については、無催告解除（改正後542条）に留まらず、催告解除も認められることとなり（改正後541条）、注文者が相当期間を定めて履行を催告し、請負人がその期間内に履行しないときは、債務の不履行が当該契約及び取引の通念に照らして軽微でない限り、契約の目的が達成できる場合であっても催告解除が認められることとなりました。また、改正前では仕事の目的物が土地工作物の場合に解除権が制限されていましたが、他の目的物と同様に、契約の内容に適合しない場合、一般原則による解除が認められるようになりました。

また、仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（改正前638条）についても、注文者は、仕事の目的物について契約内容不適合の事実を知った時から1年以内にそれを通知すれば、追完請求権、報酬減額請求権等の契約内容不適合を理由とする権利を一般の消滅時効の期間内であれば行使することができるようになりました。なお、その他の改正事項もありますが、紙幅の都合上、割愛いたします。

これまで使っていた契約書も、民法の改正に伴い、見直してみたいかがでしょうか？

成年後見制度と任意後見制度

成年被後見人とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者」をいいます（民法第7条）。この審判を受けた場合、成年後見人が付されます。成年後見制度のうち法定されている制度は、「後見」以外にも「保佐」、「補助」の3種類がありますが、その中でも後見は最も本人の判断能力の低下が大きい場合に付されるものです。

後見は「精神上の障害」による場合（例えば認知症など）に付されるもので、身体障害など、精神面で問題のない方に後見人をつけることはできません。

1 成年後見人の業務

成年後見人の具体的な業務は、「財産管理」と「身上監護」があります。

財産管理は、成年被後見人が所有する預貯金や不動産を管理することです。税金の納付なども代わって行うので、収入・支出を管理することになります。定期的に財産の状況を家庭裁判所に報告することが求められています。

身上監護とは、介護のような事実行為ではなく、医療に関する契約、施設等への入居契約、介護サービス契約など、被後見人のために契約を締結するものです。

2 成年被後見人の相続・不動産売買の取り扱い

成年被後見人が特に問題となるのは、相続における遺産分割や、不動産の売買です。

民法の法定相続分と異なる相続分で遺産を分ける相続が発生した場合、遺言等がなければ、相続人全員で遺産分割協議をする必要があります。その相続人の中に例えば認知症の方がいる場合、その症状の程度にもよりますが、そもそも意思能力を欠くような重度の症状ならばその行為は無効となりますし、後見相当ならば後見申し立てをしたうえで、後見人が代わって遺産分割協議に参加することになります。後見申し立てから成年後見人

が選任されるまでは時間がかかるので、遺産分割が難航することになります。

また、成年被後見人が不動産を所有している場合、その不動産の売却も成年後見人が代理して行うこととなります。ただ、この不動産が居住の用に供するための建物又はその敷地である場合（居住用不動産）には、売却等の処分をするためには、家庭裁判所の許可を得る必要があります（民法第859条の3）。

3 任意後見制度

法定された成年後見制度の他に、「任意後見制度」というものもあります。簡単に説明すれば、法定された後見制度は精神上の障害を発症してしまった後に裁判所を通して後見人をつける制度であるのに対し、任意後見制度は現在元気な方が、将来精神上の障害が発症する場合に備えてあらかじめ自分の後見人になる者を選任しておく契約のことを言います。任意後見制度は本人の意思を尊重して、任意後見契約の内容に従い、家庭裁判所を介することなく選任手続が行われます。家庭裁判所の関与は、後見監督人をつけて後見人の業務を監視するという間接的なものにとどまります。

今後は任意後見制度を利用される方が増えていくと思われれますので、以下で法定された成年後見制度と任意後見制度を比較しておきます。

法定された成年後見制度と任意後見制度の違い

	法定された成年後見制度	任意後見制度
行う時期	判断能力がなくなった後	元気なうちにする
手続	家庭裁判所への申し立て	公証役場で任意後見契約
後見人の選任	家庭裁判所が決める	契約で定める
後見人の権限	ほとんどすべての代理権	契約で定める
後見人の報酬	家庭裁判所が決める	契約で定める
費用	低額（印紙代程度）	比較的にかかる（公証人等）